条約

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年九月十一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

条約第十号

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）

この条約の締約国は、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約に反映されているとおり、国際法の関連規定に従って、すべての国が高度回遊性の種を含む海洋生物資源の保存及び管理のために必要な措置をとる義務並びに当該措置をとるに当たって他の国と協力する義務を有することを認識し、

自国の管轄の下にある水域において海洋生物資源を探査し、及び開発し、保存し、並びに管理するための沿岸国の主権的権利であって海洋法に関する国際連合条約に規定するもの並びに同条約に従って公海において自国民が漁獲に従事するすべての国の権利を想起し、

千九百九十二年の国際連合環境開発会議が採択した環境及び開発に関するリオ宣言及びアジェンダ二十一、特にその第十七章並びに二千二年の持続可能な開発に関する世界首脳会議が採択したヨハネスブルク宣言及び実施計画に係る約束を再確認し、

千九百九十五年の国際連合食糧農業機関の総会が採択した責任ある漁業に関する行動規範（同行動規範の不可分の一部を成す千九百九十三年の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び同行動規範の枠組みの中で国際連合食糧農業機関が採択した国際的な行動計画を含む。）の原則及び基準を実施する必要性を強調し、

第五十回国際連合総会が、その決議第二十四号（第五十回会期）に基づき、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定を採択したことに留意し、

締約国の国民の食糧、雇用及び経済的利益の源として高度回遊性魚類資源の漁獲を行うことの重要性を考慮し、並びに保存管理措置がそのような必要性に対処するものでなければならず、かつ、当該措置の経済的及び社会的な影響を考慮するものでなければならないことを認め、

この条約の目的を達成するため、地域の開発途上国、特に沿岸国の特別な事情及び必要を考慮し、

全米熱帯まぐろ類委員会の特記すべき努力及び顕著な成果並びに東太平洋におけるまぐろ漁業に関するその活動の重要性を認識し、

千九百四十九年の全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約の実施により得られた経験から利益を得ることを希望し、

海洋生物資源の保存及び持続可能な利用という目的を達成するために多数国間の協力が最も効果的な手段となることを再確認し、

この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを約束し、

千九百四十九年の全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約を最新のものとすることを通じて、前記の目的及び全米熱帯まぐろ類委員会の強化を最もよく達成することができることを確信して、

次のとおり協定した。

第一部　一般規定

第一条　定義

この条約の適用上、

1　「この条約の対象となる魚類資源」とは、この条約の適用水域においてまぐろ類の漁獲を行う船舶によって採捕されるまぐろ類資源及び他の魚種をいう。

2　「漁獲」とは、次のことをいう。

(a)　この条約の対象となる魚類資源を実際に探索し、若しくは採捕すること又は探索しようとし、若しくは採捕しようとすること。

(b)　(a)に規定する魚類資源を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

(c)　集魚装置又は関連設備（無線標識を含む。）を設置し、探索し、又は回収すること。

(d)　(a)から(c)までに規定する活動を支援し、又は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における作業を除く。

(e)　この2に規定する活動に関連する他の輸送手段（航空用であるか海上用であるかを問わない。）を使用すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における活動を除く。

3　「船舶」とは、漁獲のために使用され、又は使用されることを目的とする船舶（支援船、運搬船その他の漁獲のための操業に直接関与する船舶を含む。）をいう。

4　「旗国」とは、別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかのものをいう。

(a)　船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国

(b)　地域的な経済統合のための機関であって、船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国が構成するもの

5　「コンセンサス」とは、投票することなく、かつ、異議が申し立てられることなく、決定を採択することをいう。

6　「締約国」とは、第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定に従い、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国及び地域的な経済統合のための機関をいう。

7　「委員会の構成国」とは、締約国並びに第二十八条の規定に従ってこの条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守することについての正式な約束を表明した漁業主体をいう。

8　「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の構成国からこの条約の対象となる事項に関する権限（当該事項に関し当該機関の構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

9　「千九百四十九年の条約」とは、全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約をいう。

10　「委員会」とは、全米熱帯まぐろ類委員会をいう。

11　「国連海洋法条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

12　「千九百九十五年の国連公海漁業協定」とは、千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

13　「行動規範」とは、国際連合食糧農業機関の総会が千九百九十五年十月にその第二十八回会期において採択した責任ある漁業に関する行動規範をいう。

14　「国際いるか保存計画協定」とは、千九百九十八年五月二十一日の国際的ないるかの保存計画に関する協定をいう。

第二条　目的

この条約は、国際法の関連規則に従い、この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

第三条　条約の適用水域

この条約の適用水域（以下「条約水域」という。）は、北アメリカ、中央アメリカ及び南アメリカの海岸線と次の線により囲まれる太平洋の水域から成る。

i　北緯五十度の緯度線（北アメリカの海岸線との交点から西経百五十度の子午線との交点まで）

ii　西経百五十度の子午線（北緯五十度の緯度線との交点から南緯五十度の緯度線との交点まで）

iii　南緯五十度の緯度線（西経百五十度の子午線との交点から南アメリカの海岸線との交点まで）

第二部　条約の対象となる魚類資源の保存及び利用

第四条　予防的な取組方法の適用

1　委員会の構成国は、この条約の対象となる魚類資源の保存、管理及び持続可能な利用のため、行動規範又は千九百九十五年の国連公海漁業協定の関連規定に規定する予防的な取組方法を直接に又は委員会を通じて適用する。